

啓 発

避難行動要支援者名簿に登録しましょう

問合せ／社会福祉課
☎52・39336内線6002

市では、災害時の避難などで手助けを必要とする人を地域で支援する体制を作るため、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。

この名簿は、登録を希望し自らの情報を地域などへ提供する同意書を提出した人ならどなたでも登録が可能です。

いざという時、地域の力が頼りとなります。ぜひ名簿に登録し、地域の人に自分のことを知って置いてもらいましょう。

◆登録する情報

住所・氏名・緊急連絡先・避難時に配慮してほしいことなど

◆名簿閲覧者

区長、組長、民生委員など、避難支援や見守り活動に関わる人に限定

※登録を希望される人は、同意書の提出が必要です。同意

書の手紙は、社会福祉課、各振興事務所、市ホームページで入手できます。

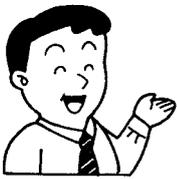
都市鉱山からつくるーみんなのメダルプロジェクト

問合せ／環境施設課
☎26・33397

東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルに、不要となった小型家電に含まれるリサイクル材を活用するプロジェクトが、東京2020組織委員会の主催により行われます。

下呂市も、リサイクル意識促進のため、この取り組みに参加します。

使用しなくなった携帯電話がありましたら、下呂庁舎、星雲会館、小坂振興事務所、金山振興事務所、馬瀬振興事務所、クリーンセンターの「携帯電話無料回収ボックス」に廃棄をお願いします。



屋外広告物のルール
ご存知ですか？

問合せ／建築課
☎53・2010内線122

下呂市の美しい景観の維持や危険防止のため、屋外広告物設置のルールを守りましょう。

◆屋外広告物とは「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、道路沿いに建てられる野立広告物、営業敷地内に掲示する広告物、建物の壁にある壁面広告など、さまざまな形態のものがあります。また、掲示内容が営利的な広告かどうかは関係ありません。

◆屋外広告物を掲示するには、多くの場合で許可が必要となります。許可を受けるには市で定める基準を守らなければなりません。また、手続きが済んでいない場合は、速やかに申請してください。詳しくは、建築課までお問い合わせください。

◆違反となる屋外広告

①破損・倒壊・落下の恐れがあるもの

②交通の安全を妨げるもの

③禁止されている物件や地域につけたもの（原則、道路上の柵、歩道橋、街路樹、電柱には掲示できません）

④高さや表示面積、場所などの許可基準に違反したもの

※無許可を含めた違反広告については、建築課にて撤去や是正指導を実施します。

ご案内

「2018企業・求人紹介げろ」を発刊

問合せ／商工課
☎24・2222内線155

市内に事業所を置く企業の紹介や求人情報、市の定住促進制度などを紹介する冊子を発刊しました。2018年版の掲載企業数は70社。

希望者へ無償で配布していますので、商工課までお申し込みください。（数に限りがあります）



下呂で働こう!

福祉手当制度のご案内

問合せ／社会福祉課
☎52・39336内線6003

◆特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している人に支給されます。

【1級月額5万1700円
2級月額3万4430円】

◆障害児福祉手当

精神または身体に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の人（本人）に支給されます。

【月額1万4650円】

◆特別障害者手当

精神または身体障がいが重複または著しく重度の状態にあるため、日常生活において在宅で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人（本人）に支給されます。

【月額2万6940円】

※障がいの程度や所得、年金受給などの状況により、手当が支給されない場合があります。

福祉医療費受給者証の更新について

問合せ／市民課
☎24・22222内線116

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者・ひとり親家庭）による受給者証の更新を9月中旬から行います。該当となる人へ、更新手続きの詳細を郵送でご案内します。

なお、更新の際に所得審査を行います。

※本人または世帯の所得が基準を超えていると、対象とならない場合があります。

太陽光発電システム設置補助金制度廃止について

問合せ／環境課
☎26・5011

下呂市では、住宅の屋根などに設置する太陽光発電システムの設置費用に対し補助金を交付していましたが、平成30年度をもってその補助制度を廃止します。

平成30年度中は、予算の範囲内で補助金の交付を実施します。現在、設置を検討中の皆さまはご注意ください。また、設置を検討中の皆さまはご注意ください。

国民健康保険被保険者証の更新について

問合せ／市民課
☎24・22222内線115

10月1日からの新しい国民健康保険被保険者証を、9月下旬に世帯ごとへ簡易書留で郵送します。現在使用いただいている保険証の有効期限は、9月30日までです。有効期限の切れた保険証は、10月1日以降に細かく裁断し、処分してください。

住宅・土地統計調査にご協力ください

問合せ／企画課
☎24・22222内線2053

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は住宅数や国民の居住状況だけでなく①高齢化社会を支える居住環境 ②耐震性・防火性などの住宅性能水準の達成度 ③土地の利用状況のほか、空き家の実態を把握することを狙いとしています。

対象となった世帯には、調査員が調査票を持って伺います。

す。また、調査員の訪問前に、ご家庭のポストにインターネット回答用の書類が投函されていた場合は、インターネットでの回答も可能です。

いずれの場合も、調査票の記入・提出にご協力をお願いします。

また、調査期間中、住宅の外観を調査員が調べることがありますが、「調査員証」「立入検査証」を携帯していただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、調査により集められた記入内容は統計を作成するためにのみ使用するもので、その他の目的には一切使用しません。

指定文化財保護事業補助金のご案内

問合せ／教育総務課
☎52・4800

来年4月以降に国・県・市の指定文化財の保護や修理（看板設置等の公開活用整備は除く）について事業を検討している場合は、教育総務課までご相談ください。

◆期限 9月末日まで

骨髄ドナー助成金交付制度のご案内

問合せ／健康医療課
☎53・2101内線623

市では、白血病などの病気に苦しむ人を助けるため、公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業でドナーになった人へ、助成金を交付します。

詳しくは、健康医療課までお問い合わせください。

家伝法に基づく定期報告の提出について

問合せ／農務課
☎53・2010内線162

家畜伝染病予防法第十二条の四に基づき、犬・猫を除く対象家畜または家禽（かきん）を一頭（一羽）以上飼養している人は毎年一回、県への報告が義務付けられています。

例年、一月に所定の様式を郵送します。

未報告の人や対象動物のご確認は、農務課または飛騨家畜保健衛生所までお問い合わせください。

飛騨家畜保健衛生所
☎0577・331111

募集

市営住宅の入居者募集

問合せ／生活課
☎24・22222内線288

◆9月新規募集の住宅募集期間 9月1日～25日
入居予定日 11月1日

▽一般・奥金山団地（金山町 金山 築S62年）
101号 3DK（単身可）
定額家賃 2万8400円

◆継続募集中の住宅募集期間 随時
入居予定日 お申し込みから1カ月程度

▽一般・宮田団地（萩原町宮田 築H10年 耐火5階）
3DK（世帯用）
定額家賃 3万8000円

※この他にも、継続募集中の住宅がありますので、生活課までお問い合わせください。

下呂市へのお問い合わせで、担当部署が不明な場合は、秘書広報課へご相談ください。

問合せ／秘書広報課
☎24・22222内線2603

